

徳島県立鳴門渦潮高等学校における食中毒の発生について

1 概 要

令和7年9月16日（火）15時頃、鳴門渦潮高等学校から県教育委員会と徳島保健所に「寮の生徒36名に嘔吐、下痢、腹痛の症状がある。」との連絡があった。

徳島保健所において検査を実施した結果、9月20日（土）、同校食堂で提供された食事に起因する食中毒であることが判明した。

2 営業者 株式会社フードセンター

3 原因食品 当該施設が9月13日（土）から15日（月）に調理・提供した食事

4 病因物質 ウエルシュ菌

5 喫食者数および有症者数

- ・喫食者：72名
- ・有症者：36名

6 主 症 状 下痢、腹痛等（入院者なし）

生徒は回復に向かい、17日（水）には全員登校

7 保健所の措置

営業者に対し、9月20日（土）から23日（火）までの4日間、当該施設における営業停止処分を実施。

8 学校の対応

- ・16日（火）夕食から食堂を自主休業（現在も継続中）
- ・保健所の指示による清掃・消毒の実施
- ・食堂休業中の代替食の提供、生徒への健康観察
- ・27日（土）に保護者説明会を開催し、今後の改善策を説明

9 県教育委員会の対応

- ・各県立学校に対し、食中毒の予防に向けた対応の徹底を指示